

ネット海賊版とサイト運営者の責任



元大阪大学大学院経済学研究科講師
西口 博之

目次

- I. はじめに
 - II. 著作権とデジタル化
 - 1. 著作物とその権利保護
 - 2. 著作物のデジタル化と電子書籍
 - 3. デジタル化と著作権法の改正
 - III. 海賊リーチサイトと著作権侵害
 - 1. リーチサイトと海賊版
 - 2. リーチサイトによる著作権侵害
 - IV. リーチサイト運営者の責任
 - 1. リーチサイト運営者の法的侵害
 - 2. リーチサイト運営者の責任
 - V. 今後の問題点
 - VI. おわりに
-

I. はじめに

最近の新聞報道によれば、電子書籍の普及で漫画や書籍を無断でインターネットに公開し著作権を侵害する「海賊版サイト」が横行し、電子書籍の被害が拡大している。

この海賊版サイトにインターネット利用者を誘導する「リーチサイト」の運営を巡り何人かのサイト運営者が著作権法違反で捜査を受けている。

本稿では、そのネット海賊版とサイト運営者の責任をテーマに海賊版リーチサイトとその著作

権侵害の実態並びにリーチサイト運営者の責任等について論じるものである。

II. 著作権とデジタル化

1. 著作物とその権利保護

著作権の制限規定の一つとして、私的使用のための複製としてその第30条第1項で、個人的に又は家庭内またはこれに準ずる範囲内で使用する場合には著作物の複製が許される¹。

即ち30条は、私的使用をする者が複製をする場合に限られ、私的使用をする者のために複製をする場合、例えば、私的使用目的の複製の代行業の場合は含まれないが、本人と同一視できる補助者による複製は許される²。また、複製行為は、著作物を使用する者自身が行わなければならない。例えば、友人による無許諾の複製行為は、複製権を侵害する。録画代行サービス業者による複製も同様である³。

本来的に複製権とは、著作権第21条により「著作者は、その著作物を複製する権利を専有する」と規定され、同法第2条1項第15号では、「複製」を「印刷、写真、録音、録画その他の方法により有形的に再現すること」と定義されており⁴、プログラムの実行に伴うコンピュータの内部記憶装置への蓄積は瞬間的かつ過渡的なものであって「複製」には該当しないとの解釈が一般的とされてきた⁵。

一方、昨今のコンピュータの発達とインターネットの普及による新しいビジネスモデルの出現で、インターネット上での著作権がどのように認められるのかについての議論も盛んとなっている。即ち、それは我が国では、コンピュータにおけるプログラムの蓄積が「複製」かどうかという問題として論じられてきた。

この議論については、我が国では「複製」には該当しないという見解が一般的であった。しかしながら、世界の趨勢としては、欧米ではこの一時的蓄積も「複製」とされており今後その調整の必要性もあるかに思われる。ただし、こうしたネットを介した著作物等の流通については、公衆送信権とか送信可能化権でいたい抑えることが出来、複製の範囲を広げてもやはり複製権を大幅に制限する必要があること、プログラムの違法複製物の使用を一定の場合には著作権の侵害とみなす113条2項の規定が既に存在することなどからの消極論もある⁶。

尤も、このような著作権違反の有無の話になるのは、著作権者でない者が、他人の著作物であるデータ等を送信して蓄積する場合に問題が生じるわけである。

2. 著作物のデジタル化と電子書籍

(1) 電子書籍市場の出現と著作権の保護

電子書籍とは、古来の紙とインクによる印刷物ではなく、文字・記号・図画に加え音声・動画を紙・金属・樹脂・磁性体等素材に電磁的またはレーザー光などで記録した情報や、ネットワークで流通させた情報を言い、電子ブック・デジタル書籍・デジタルブック・Eブック・オンライン

1 作花文雄『著作権法—基礎と応用（第2版）』発明協会（2005年）277頁。

2 中山信弘『著作権法』有斐閣（2010年）245頁参照。例えば、子供或いは身体障害者で自ら複製することが出来ない者が家族・友人等以外の者に依頼して複製をする行為も許される。

3 渋谷達紀『知的財産法講義II』有斐閣（2007年）247頁参照。

4 山本隆司「複製権侵害の成否」牧野・飯村『著作権関係訴訟法』青林書院（2004年）308頁参照。

5 前掲中山信弘『著作権法』有斐閣（2010年）213頁以下参照。

6 駒田泰士「いわゆる一時的複製について」『コピーライト』2000年8月号、23頁参照。